



慶應義塾大学ビジネス・スクール

連結財務諸表概説

5

会社がいくつかの子会社を所有して、事業を営んでいる場合、親会社の財務諸表だけで、事業の経営成績および財政状態を適切に判断することはできない。その企業集団に属する会社の財務諸表を結合して観察することが必要となる。

わが国では、昭和40年代のはじめに親会社が子会社を利用して巨額の粉飾を行った事件を契機として、かような企業集団に係る投資情報の開示を制度化して投資者の保護に資するため、大蔵省企業会計審議会が大蔵大臣の諮問（昭和40年3月および同46年6月）に対して、昭和42年5月「連結財務諸表に関する意見書」、同50年6月「連結財務諸表原則」（以下「原則」という）および「連結財務諸表注解」（以下「注解」という）を答申し、わが国の会社が証券取引法にもとづいて提出する連結財務諸者の作成基準を示した。これを承けて大蔵大臣は、証券取引法の規定により提出される財務諸表のうち「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」（以下「規則」という）を発令した（大蔵省令第28号昭和51年10月30日）。

10

15

ゆえに、連結財務諸表によって企業集団の財務情報を解釈しようとする者は、その作成のルールである上記の「規則」および「原則」を知悉していなければならないが、これは会計の専門家以外の人々にとっては容易なことではない。

20

このノートは、個別財務諸表およびその分析方法について一通りの知識を持つ読者を対象に、財務情報の利用者の立場から、所与の連結財務諸表を通じて企業集団の経営成績および財政状態を観察、分析するのに必要な基本的知識を上記の「規則」および「原則」にもとづいて解説したものである。

連結財務諸表は、支配従属関係にある2以上の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態および経営成績を総合的に報告するために作成するものである（連結財務諸表原則第一）。

25

親会社とは、他の会社に対する議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい（財務諸表規則第8条3項）、**子会社**とは、当該「他の会社」をいう。親会社および子会社または、子会社が他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該「他の会社」もまた子会社とみなす（原則第三の一の2、規則第8条4項）。

30

以下では、親会社および連結範囲に含まれる子会社（「連結子会社」）のいずれか1社を指す場合「連結会社」という。

議決権の過半数を実質的に所有するとは、議決権のある株式の所有の名義が会社以外の者（例えば役員）となっても、会社が自己の計算で所有している場合には、当該会社が実質的に所有するという（注解3）。

35

この「概説」は慶應義塾大学教授 高橋吉之助が執筆した。（昭和60年2月改訂）。